

2026年2月吉日

大学留学ご担当者様

公益財団法人

業務スーパー・ジャパン・ドリーム財団 事務局

語学資格証明書の有効期限に関する取扱いについて（留学支援事業）

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当財団の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、留学支援事業における応募時の必須提出書類である語学資格証明書の提出にあたっては、これまで有効期限に関する制限を設けておりませんでした。

この度制度の見直しに伴い、2027年1月の募集より下記のとおり取り扱いを変更することとなりましたのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 変更内容

語学資格証明書については、有効期限内のもののみ受付対象とします。

※有効期限のない語学資格証明書につきましては、取得から2年以内のものが対象

2. 適用開始年度

2027年1月の募集より

以上